

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月11日
【四半期会計期間】	第3期第1四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）
【会社名】	飯田グループホールディングス株式会社
【英訳名】	Iida Group Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西河 洋一
【本店の所在の場所】	東京都西東京市北原町三丁目2番22号
【電話番号】	042-452-5888（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 青柳 秀樹
【最寄りの連絡場所】	東京都西東京市北原町三丁目2番22号
【電話番号】	042-452-5888（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 青柳 秀樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期 第1四半期 連結累計期間	第3期 第1四半期 連結累計期間	第2期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	236,346	268,068	1,188,125
経常利益 (百万円)	10,201	16,820	52,213
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	5,550	9,746	28,590
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,604	9,758	28,572
純資産額 (百万円)	511,096	533,627	528,582
総資産額 (百万円)	963,828	922,529	927,476
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	19.25	33.80	99.14
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	53.0	57.7	56.9

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

4. 第3期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第2期第1四半期連結累計期間及び第2期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

（1）業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、海外景気の下振れ懸念があったものの、個人消費に持ち直しの兆しがみられ、企業収益も改善傾向が続くなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

当不動産業界におきましては、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減の影響が長期化してはりましたが、雇用・所得環境の着実な改善に加え、住宅ローン減税や住宅資金に係る贈与税非課税制度の拡充等の各種政策により、新設住宅着工戸数に持ち直しの動きがみられました。

このような状況のもと、当社グループは「誰もがあたり前に家を買える社会」の実現を目指し、徹底した原価管理と品質の向上に努め、高品質の住宅を低価格で供給することに注力してまいりました。また、「第1次中期経営計画」の2年目に入り、基本戦略のひとつであるコア事業の競争力をさらに強化すべく、当社グループの戸建分譲住宅の品質基準を住宅性能表示制度に基づく基準へ一本化し、長期優良住宅の躯体性能基準（一次エネルギー消費量項目を除く）を満たすレベルまで品質が確保されるよう、性能面の向上に取り組んでまいりました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は2,680億68百万円（前年同期比13.4%増）、営業利益は175億27百万円（前年同期比58.0%増）、経常利益は168億20百万円（前年同期比64.9%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は97億46百万円（前年同期比75.6%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	件数	金額（百万円）	前年同期比（％）
一建設グループ（注）4			
（区分）戸建分譲事業	2,521	62,138	1.5
マンション分譲事業	194	7,376	18.3
請負工事事業	700	13,510	2.1
その他	-	470	12.7
小計	3,415	83,495	2.2
飯田産業グループ			
（区分）戸建分譲事業	1,484	46,774	12.7
マンション分譲事業	4	97	96.8
請負工事事業	27	283	30.9
その他	-	1,199	19.7
小計	1,515	48,355	5.7
東栄住宅グループ			
（区分）戸建分譲事業	1,032	31,892	33.1
マンション分譲事業	-	-	-
請負工事事業	62	1,384	63.1
その他	-	200	16.6
小計	1,094	33,477	34.0

セグメントの名称	件数	金額(百万円)	前年同期比(%)
タクトホームグループ			
(区分) 戸建分譲事業	946	25,715	83.4
マンション分譲事業	-	-	100.0
請負工事事業	7	154	132.7
その他	-	175	181.2
小計	953	26,045	63.4
アーネストワン			
(区分) 戸建分譲事業	2,223	51,176	17.2
マンション分譲事業	91	2,921	316.3
請負工事事業	24	275	26.8
その他	-	-	-
小計	2,338	54,372	21.6
アイディホーム			
(区分) 戸建分譲事業	925	22,192	4.4
マンション分譲事業	-	-	-
請負工事事業	5	59	-
その他	-	69	9.6
小計	930	22,320	4.1
(区分計) 戸建分譲事業	9,131	239,889	15.6
マンション分譲事業	289	10,394	11.5
請負工事事業	825	15,667	2.3
その他	-	2,114	22.2
総合計	10,245	268,067	13.4

- (注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 戸建分譲事業には、戸建住宅のほか、建築条件付戸建住宅及び宅地等が含まれます。マンション分譲事業には、分譲マンションのほか、マンション用地等が含まれます。請負工事事業には、注文住宅のほか、リフォームやオプション工事等が含まれます。
4. 一建設グループの住宅情報館(株)における戸建住宅、建築条件付戸建住宅及び宅地等については、同セグメントの請負工事事業に含めて記載しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は9,225億29百万円となり、前連結会計年度末比で49億46百万円の減少となりました。これは主に、現金及び預金の増加42億14百万円、たな卸資産の減少177億88百万円等によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は3,889億2百万円となり、前連結会計年度末比で99億91百万円の減少となりました。これは主に、支払手形及び買掛金の減少50億69百万円、工事未払金の減少102億34百万円、短期借入金の減少196億31百万円、転換社債型新株予約権付社債の増加293億80百万円等によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は5,336億27百万円となり、前連結会計年度末比で50億44百万円の増加となりました。これは主に、剰余金の配当54億79百万円に対し、親会社株主に帰属する四半期純利益97億46百万円を計上したこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

海外展開向けとして行っている、日本とは異なる気候風土、技術者の技能に適合させた工法の開発においては、沖縄県島尻郡にて試行棟を建築しており、工法の改善点の把握と対策立案に努めております。

当第1四半期連結累計期間のグループ全体の研究開発費は50百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、新たに計画された重要な設備の新設については、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額	既支払額				
宮古島プロジェクト (沖縄県宮古島市)	飯田産業 グループ	リゾート ホテル事業	8,103	1,568	借入金 及び 自己資金	平成27年 5月	平成29年 4月	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	294,431,639	294,431,639	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	294,431,639	294,431,639	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりです。

2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	平成27年6月2日
新株予約権の数(個)	3,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,924,981(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3
新株予約権の行使期間	(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,746 資本組入額 1,373(注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付された ものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係 る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その 額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 本社債の額面金額10百万円につき1個とする。

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を
下記3.記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金によ
る調整は行わない。

3. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債
の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、2,746円とする。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通
株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。
なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除
く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

4. 2015年7月2日から2020年6月4日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、本新株予約権付社債の要項に定めるクリーンアップ条項による繰上償還乃至スクイズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2020年6月4日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

- (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、() その時点で適用のある法律上実行可能であり、() そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、() 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記の通りとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は上記3.(3)と同様の調整に服する。

- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が、当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

() 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記4．に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	-	294,431,639	-	10,000	-	2,500

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,800 (相互保有株式) 普通株式 6,027,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 288,057,600	2,880,576	-
単元未満株式	普通株式 329,839	-	-
発行済株式総数	294,431,639	-	-
総株主の議決権	-	2,880,576	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,900株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数29個が含まれております。

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 飯田グループホールディングス(株)	東京都西東京市 北原町三丁目2番22号	16,800	-	16,800	0.00
(相互保有株式) (株)飯田産業	東京都武蔵野市 境二丁目2番2号	4,632,300	-	4,632,300	1.57
(株)東栄住宅	東京都西東京市 芝久保町四丁目26番3号	391,700	-	391,700	0.13
タクトホーム(株)	東京都西東京市 東伏見三丁目6番19号	61,400	-	61,400	0.02
パラダイスリゾート(株)	東京都武蔵野市 境二丁目2番7号	942,000	-	942,000	0.32
計	-	6,044,200	-	6,044,200	2.05

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	187,117	191,332
販売用不動産	197,074	189,840
仕掛販売用不動産	221,482	210,055
未成工事支出金	35,716	36,575
その他	37,881	47,131
流動資産合計	679,273	674,935
固定資産		
有形固定資産	43,577	45,189
無形固定資産		
のれん	187,943	185,405
その他	1,009	1,039
無形固定資産合計	188,952	186,444
投資その他の資産	15,673	15,906
固定資産合計	248,202	247,540
繰延資産	-	54
資産合計	927,476	922,529
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	48,750	43,680
工事未払金	67,020	56,786
短期借入金	194,547	174,916
1年内返済予定の長期借入金	18,931	19,378
未払法人税等	14,801	6,888
賞与引当金	2,400	2,560
役員賞与引当金	106	102
その他	15,215	16,050
流動負債合計	361,774	320,362
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	29,380
長期借入金	24,469	26,096
退職給付に係る負債	4,381	4,443
役員退職慰労引当金	451	469
保証工事引当金	2,190	2,255
その他	5,626	5,896
固定負債合計	37,119	68,540
負債合計	398,893	388,902
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	417,750	417,750
利益剰余金	113,520	117,787
自己株式	13,190	13,192
株主資本合計	528,079	532,345
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	35	36
退職給付に係る調整累計額	102	103
その他の包括利益累計額合計	66	67
新株予約権	-	780
非支配株主持分	569	569
純資産合計	528,582	533,627
負債純資産合計	927,476	922,529

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	236,346	268,068
売上原価	202,066	226,216
売上総利益	34,279	41,852
販売費及び一般管理費	23,184	24,324
営業利益	11,094	17,527
営業外収益		
受取利息	9	8
受取配当金	39	55
受取家賃	42	71
その他	159	180
営業外収益合計	251	316
営業外費用		
支払利息	1,047	756
その他	96	268
営業外費用合計	1,144	1,024
経常利益	10,201	16,820
特別損失		
固定資産除却損	-	24
特別損失合計	-	24
税金等調整前四半期純利益	10,201	16,796
法人税等	4,629	7,037
四半期純利益	5,571	9,758
非支配株主に帰属する四半期純利益	20	12
親会社株主に帰属する四半期純利益	5,550	9,746

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益	5,571	9,758
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6	0
退職給付に係る調整額	40	0
その他の包括利益合計	33	0
四半期包括利益	5,604	9,758
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,584	9,746
非支配株主に係る四半期包括利益	20	12

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
流動資産	30百万円	35百万円
投資その他の資産	283百万円	361百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
減価償却費	402百万円	372百万円
のれんの償却額	2,537百万円	2,537百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,710	16	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(注) 配当金の総額は内部取引合計96百万円を含んでおります。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,593	19	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

(注) 配当金の総額は内部取引合計114百万円を含んでおります。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

報告セグメントごとの売上高、利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
	一建設 グループ	飯田産業 グループ	東栄住宅 グループ	タクトホーム グループ	アーネスト ワン	アイディ ホーム			
売上高									
外部顧客への売上高	81,673	45,754	24,974	15,936	44,724	23,282	236,346	-	236,346
セグメント間の内部 売上高又は振替高	26	26	-	-	-	-	53	53	-
計	81,700	45,780	24,974	15,936	44,724	23,282	236,400	53	236,346
セグメント利益	5,606	2,848	606	853	2,960	685	13,561	2,466	11,094

(注) (1) セグメント利益の調整額 2,466百万円には、セグメント間取引消去等239百万円、のれんの償却額 2,535百万円、各報告セグメントに配分していない全社(本社)費用 171百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の一般管理費であります。

(2) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

報告セグメントごとの売上高、利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
	一建設 グループ	飯田産業 グループ	東栄住宅 グループ	タクトホーム グループ	アーネスト ワン	アイディ ホーム			
売上高									
外部顧客への売上高	83,495	48,355	33,477	26,045	54,372	22,320	268,067	1	268,068
セグメント間の内部 売上高又は振替高	23	54	-	-	-	-	77	77	-
計	83,519	48,409	33,477	26,045	54,372	22,320	268,144	75	268,068
セグメント利益	5,989	3,775	1,509	2,449	4,831	1,468	20,024	2,497	17,527

(注) (1) セグメント利益の調整額 2,497百万円には、セグメント間取引消去等436百万円、のれんの償却額 2,535百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用 398百万円が含まれております。全社収益は報告セグメントに帰属しない売上高であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない当社の一般管理費であります。

(2) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	19円25銭	33円80銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	5,550	9,746
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	5,550	9,746
普通株式の期中平均株式数(千株)	288,389	288,386
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債。この概要については「第3提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当第1四半期連結累計期間は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、前第1四半期連結累計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月11日

飯田グループホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井村 順子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向出 勇治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている飯田グループホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、飯田グループホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。